

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 01



豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第44条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者と締結しており、平成29年度末現在、34社と締結しています。

この協定を締結した事業者により「環境の保全を推進する協定協議会」が平成22年1月21日に発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取り組みの向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、上記の目的で市内の中小企業を対象として、環境に対する取り組みや環境法令の遵守に関する事項について作成した環境教材です。

2018年8月 第2版

環境の保全を推進する協定協議会
事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <http://kankyou-hozen.org/>



豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 01

覚えておきたい環境法令 環境法令一般

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 01



環境の保全を推進する協定協議会

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 01

覚えておきたい環境法令

環境法令一般



Contents

概略	
環境法の体系	02
事業活動と環境法令	03
環境法令違反のリスクと違反事例	05
チェックリスト	
業種×環境法令	07
施設(適用条件)×環境法令	08
法令概要	
法令概要	10
取り組み事例・相談窓口	
取り組み事例	25
質問・相談のための窓口	26



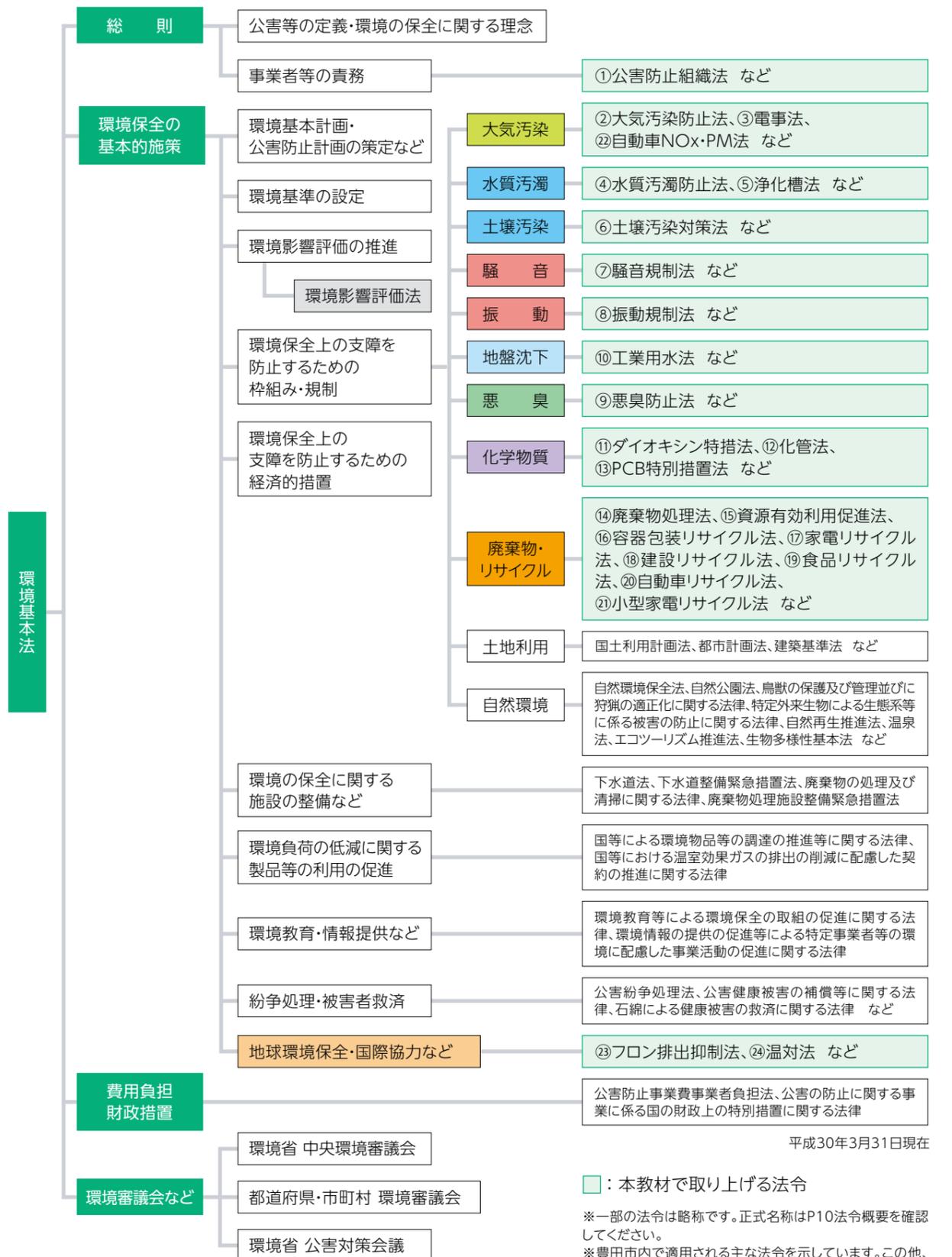
●教材シリーズの全体構成

本教材シリーズは、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の底上げをねらって作成したものです。教材分野は、【環境法令一般】と個別の5分野の教材で構成されています。「環境法令一般」は環境や公害、法令などについての概略的な説明のほか、ある業種や工程において留意すべき分野の整理など、教材シリーズ全体のインデックス的な役割を持たせています。



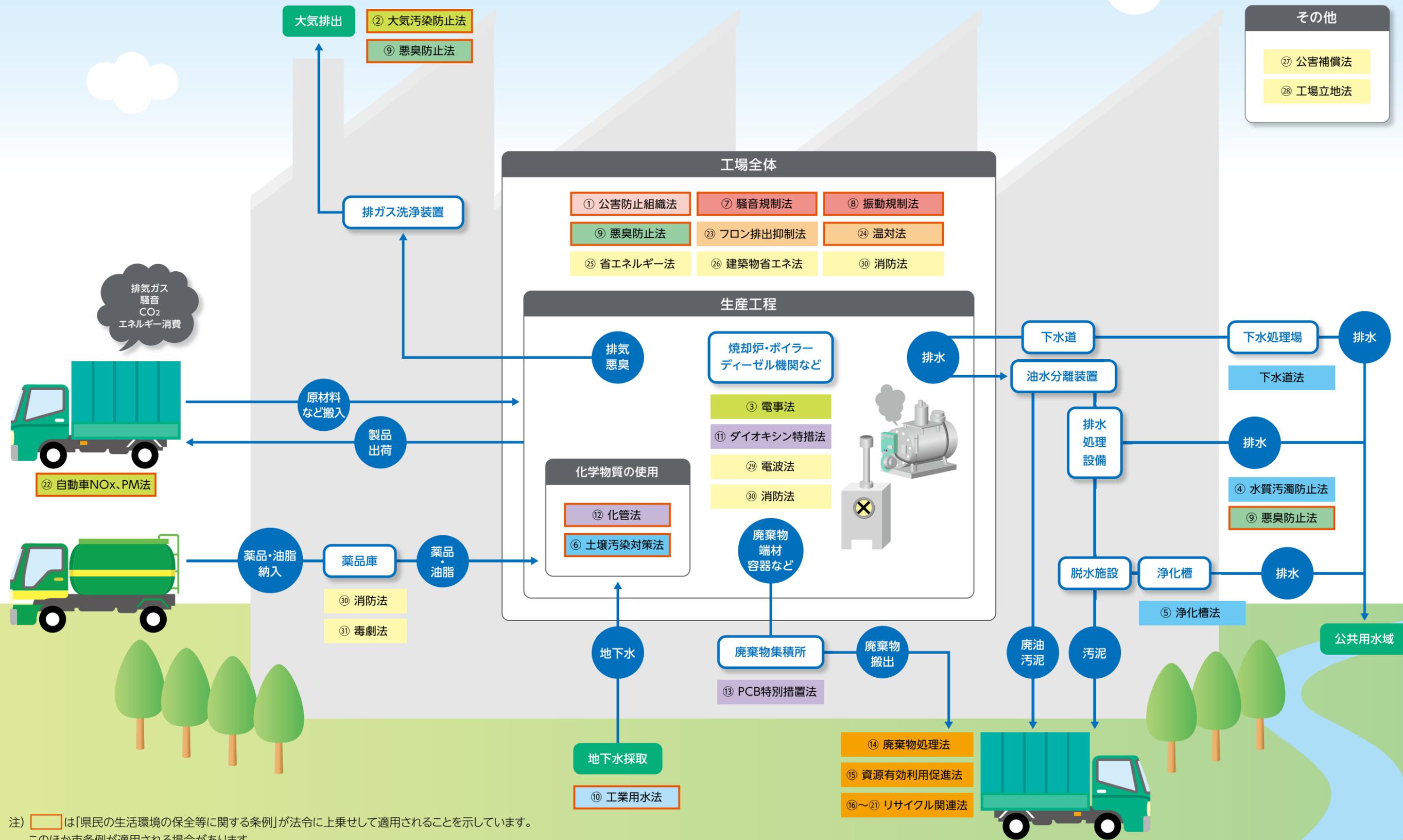
環境法の体系

環境に関する法令の体系を示します。



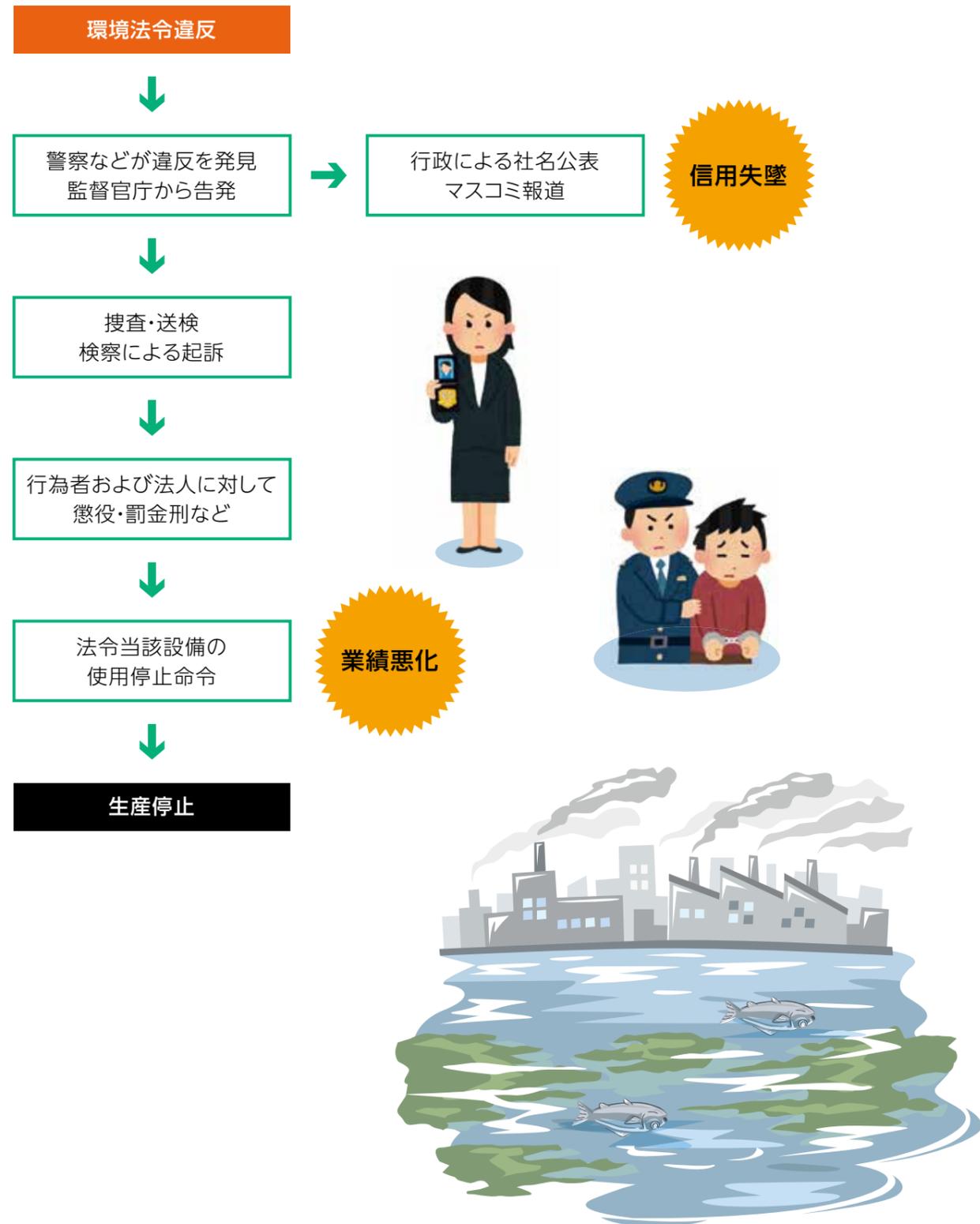
事業活動と環境法令

製造業の工場での事業活動はさまざまな環境法令に密接な関係があります。



環境法令違反のリスクと違反事例

環境関係の法令に違反した場合、工場での生産ができなくなるおそれがあります。生産活動を継続するためには、**異常の早期発見・未然防止**が大切です。



●環境法令違反の事例

No	違反した法令名	業種	事案の概要	行政等の対応
1	水質汚濁防止法	金属製品製造業	テトラクロロエチレンを工場排水に混入または地下浸透させ、結果として周辺の井戸水に混入させたとして損害賠償を求められた	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染経路は被告によるものと認定 ●被告に地下浸透防止措置の過失があったことを認定 ●被告の侵害行為は受忍限度を超えた違法なものであると認定
2	水質汚濁防止法	鉄鋼メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ●製鉄所防波堤などから、水質汚濁防止法の排水基準に適合しないおそれがある水が流出していたことが判明 ●少なくとも5年間以上、公害防止協定で定めた協定値を超過した測定データを、協定値内に書き換えて地方自治体に報告していた 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政処分(改善命令、一時停止命令) ●公害防止協定に基づく改善指示 ●事業者から改善報告書を受理 ●罰則適用(排水基準違反など)
3	水質汚濁防止法	食品メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ●食品製造の際に生じる廃水を、無処理で排出していた ●廃水処理施設の処理能力が規格に満たなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政処分(改善命令) ●事業者から改善報告書を受理 ●書類送検(処分未決)
4	大気汚染防止法	電力事業	<ul style="list-style-type: none"> ●発電施設のばいじん濃度測定結果が排出基準値を超過していたが、実測値を低く改ざんし報告していた ●同発電施設の燃焼試験などでばいじん濃度データが排出基準値などを超過しながら、運転していた 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者から改善報告書を受理 ●再発防止について行政指導
5	大気汚染防止法	製紙業	<ul style="list-style-type: none"> ●ばい煙発生施設で排出基準を超過しながら運転を継続していた ●排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書き換えていた 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者から改善報告書を受理 ●再発防止について行政指導
6	騒音規制法 振動規制法	部品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ●騒音および振動がひどいと行政に苦情が入ったことにより、行政の立入を受けた ●騒音および振動の規制基準違反が確認された 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政処分(改善命令) ●現地における対策が困難だったため、移転
7	悪臭防止法	部品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ●悪臭がひどいと行政に苦情が入ったことにより、行政の立入を受けた ●行政は悪臭低減対策を求め、原因者は対策を行ったが苦情はなくなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ●現地における対策が困難だったため、生産ラインを別工場に移転

No.6およびNo.7は豊田市内で起きた事例です!

業種×環境法令

業種別に、関係すると考えられる環境関連法令をまとめました。

業種	業種に関連する法令											その他法令												
	① 公害防止組織法	② 大気汚染防止法	④ 水質汚濁防止法	⑥ 土壌汚染対策法	⑦ 騒音規制法	⑨ 悪臭防止法	⑩ 工業用水法	⑪ ダイオキシン特措法	⑫ 化管法	⑬ PCB特別措置法	⑭ 廃棄物処理法	⑮ 資源有効利用促進法	⑯ リサイクル関連法	⑰ 自動車NOx・PM法	⑲ フロン排出抑制法	⑳ 温対法	㉑ 省エネルギー法	㉒ 建築物省エネ法	㉓ 公害補償法	㉔ 工場立地法	㉕ 電波法	㉖ 消防法	㉗ 毒劇法	
食品	●	●	●		●	●	●																	
繊維	●	●	●		●	●	●																	
木材・木製品	●	●	●		●	●	●																	
パルプ・紙・紙加工	●	●	●	●	●	●	●																	
印刷	●	●	●	●	●	●	●																	
化学・有機	●	●	●	●	●	●	●																	
樹脂(プラスチック)成型・加工	●	●	●		●	●	●																	
ゴム製品	●	●	●	●	●	●	●																	
窯業・土石製品	●	●	●	●	●	●	●																	
鉄鋼業	●	●	●		●	●	●	●																
非鉄金属	●	●	●	●	●	●	●	●																
金属製品	●	●	●	●	●	●	●	●																
金属加工・鋳物	●	●	●	●	●	●	●																	
めっき	●	●	●	●	●	●	●																	
機械器具・部品製造	●	●	●	●	●	●	●	●																
組立		●		●	●	●																		
プレス	●	●		●	●	●																		
溶接		●		●	●	●																		
塗装	●	●	●	●	●	●	●																●	
金型製造	●	●	●	●	●	●	●																	●
廃棄物処理		●	●	●	●	●																	●	●
輸送		●	●		●	●																		

対象施設の有無や従業員数、事業場の規模などにかかわるため、次ページ以降のチェックリストおよび法令概要を参照してください

- ：関係する可能性が高い法令
空欄の法令でも関係する可能性がありますので、次ページ以降を参照してください。
- ㉔～㉗：環境法令ではないが、事業活動に密接に関係する法令

施設(適用条件)×環境法令

施設や適用条件から、関係する可能性のある環境関連法令を示します。
該当するチェック項目の評価欄にチェックを入れ、確認ページにて詳細を確認してください。

関連する可能性のある法令	分類		チェック項目	評価	確認ページ
	法律	条例※1			
① 公害防止組織法	●	●	製造業または電気・ガス・熱供給業のいずれかに該当し、一定規模以上のばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、ダイオキシン類などを発生する施設を設置している。	✓	P10
② 大気汚染防止法	●	●	ばい煙発生施設(ボイラーや焼却炉など)を設置している。		P11
	●	●	粉じん発生施設(ベルトコンベアや破砕機など)を設置している。		
	●	●	揮発性有機化合物発生施設(塗装施設など)を設置している。		
③ 電事法	●		電気工作物(発電、変電、送電もしくは配電または電気の使用のために設置する機械その他工作物やガスタービン、ディーゼル機関など)を設置している。		P11
	●		炭化水素系物質発生施設(ガソリン貯蔵施設など)を設置している。		
④ 水質汚濁防止法	●		汚水または廃液を排出する特定施設(201人槽以上の浄化槽、酸またはアルカリによる表面処理施設など)を設置している。		P12
⑤ 浄化槽法	●		浄化槽を設置している。		P12
⑥ 土壌汚染対策法	●	●	3,000㎡以上の土地を形質変更する。		P13
	●	●	特定有害物質を使用していた水質汚濁防止法の特定施設や、ガソリンスタンドを廃止する。		
⑦ 騒音規制法	●	●	事業活動に伴って騒音が発生する。特定施設(コンプレッサー、プレス機など)や騒音発生施設(空調機、非常用発電機など)を設置している。		P14
⑧ 振動規制法	●	●	事業活動に伴って振動が発生する。特定施設(コンプレッサー、プレス機など)や振動発生施設(空調機、非常用発電機など)を設置している。		P15
⑨ 悪臭防止法	●	●	事業活動に伴って悪臭が発生する。		P15
⑩ 工業用水法	●		指定地域内で、一定規模以上の工業用井戸を所有している。		P16
		●	吐出口の断面積19cm ² 以上の揚水設備で動力を用いて地下水を採取している。		
⑪ ダイオキシン特措法	●		ダイオキシン類を排出する特定施設(アルミニウム溶解炉、廃棄物焼却炉など)を設置している。		P16
⑫ 化管法(PRTR制度)	●	●	従業員数21人以上の対象業種(製造業、ごみ処分量など24業種)で、第一種指定化学物質の年間取扱量が一定以上ある。		P17
⑬ PCB特別措置法	●		ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物(トランス、コンデンサなど)を保管している。		P17

※1：県民の生活環境の保全等に関する条例

関連する可能性のある法令	分類		チェック項目	評価	確認ページ
	法律	条例 ※1			
⑭廃棄物処理法	●	● ※2	事業活動に伴って廃棄物が発生する。産業廃棄物の収集運搬または処分を処理業者に委託している。	✓	P18
⑮資源有効利用促進法	●		事業を行う者および物品の販売の事業を行う者(事業者)または建設工事の発注者に該当する。		P18
⑯容器包装リサイクル法	●		特定事業者(容器・包装を利用する中身製造業者、小売・卸売業者、容器製造業者、輸入業者)に該当する。		P19
⑰家電リサイクル法	●		使用済み家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)を排出する。		P19
⑱建設リサイクル法	●		一定規模以上の新築・増築工事または建築物の修繕などの工事を行う。		P19
⑲食品リサイクル法	●		食品製造業、小売業、飲食業のいずれかに該当し、100トン/年以上の食品廃棄物を排出する。		P20
⑳自動車リサイクル法	●		使用済み自動車を排出する、または使用済み自動車のリサイクルに携わる事業者。		P20
㉑小型家電リサイクル法	●		使用済みの小型電子機器(デジタルカメラ、電気掃除機、炊飯器、ゲーム機など)を排出する。		P20
㉒自動車NOx・PM法	●	●	対策地域内に使用の本拠の位置を有する車両(貨物自動車、大型バス、マイクロバスなどの乗合自動車、ディーゼル乗用車およびそれらをベースに改造した特殊自動車)を所有している。		P21
㉓フロン排出抑制法	●		業務用のエアコン、冷凍冷蔵庫などの第一種特定製品を設置している。		P21
㉔温対法	●	●	すべての事業所のエネルギー使用量合計が一定以上となる特定排出者に該当する。		P22
㉕省エネルギー法	●		一定以上のエネルギーを使用する特定事業者などに該当する。		P22
㉖建築物省エネ法	●		一定規模以上の建築物の新築・増改築		P22
㉗公害補償法	●		昭和62年4月1日時点にばい煙発生施設を設置しており、一定以上の最大排出ガス量があった。		P23
㉘工場立地法	●		一定以上の敷地面積または建築面積の製造業。		P23
㉙電波法	●		高周波利用設備を設置している。		P23
㉚消防法	●	● ※3	一定量以上の危険物や圧縮アセチレンガスなどを貯蔵・取り扱う。火気使用設備(炉など)を設置する。		P24
㉛毒劇法	●		毒物、劇物、特定毒物を所持または使用している。		P24

※1：県民の生活環境の保全等に関する条例
 ※2：豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例
 ※3：豊田市火災予防条例

法令概要

① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法) ／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)		
対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
公害防止組織法 次をともに満たす特定工場 (1)業種：製造業(物品の加工業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 (2)次に掲げる公害発生施設を設置している工場 (ア)大気関係 ●有害物質に係るばい煙発生施設 ●排出ガス量が10,000Nm ³ /h以上の工場 (イ)水質関係 ●健康項目に係る汚水排水施設 ●排水量が1,000m ³ /日以上以上の工場 (ウ)騒音関係 騒音発生施設(一定規模以上の特定施設)が騒音規制法の指定地域内にある工場 (エ)振動関係 振動発生施設(一定規模以上の特定施設)が振動規制法の指定地域内にある工場 (オ)特定粉じん関係 特定粉じん発生施設が設置されている工場 (カ)一般粉じん関係 一般粉じん発生施設が設置されている工場 (キ)ダイオキシン類 ダイオキシン類発生施設が設置されている工場	公害防止組織法 ●公害防止組織(公害防止管理者、公害防止主任管理者、公害防止統括者など)の設置が必要	公害防止組織法 公害防止管理者 同代理者選任、死亡・解任届出書 必要が生じた日から60日以内に選任、選任・死亡・解任から30日以内に届出 公害防止主任管理者 同代理者選任、死亡・解任届出書 必要が生じた日から60日以内に選任、選任・死亡・解任から30日以内に届出 公害防止統括者 同代理者選任、死亡・解任届出書 必要が生じた日から30日以内に選任、選任・死亡・解任から30日以内に届出 承継届出書 承継してから、遅滞なく
県条例 法に基づく公害防止管理者を選任する必要がなく、次のいずれかに該当する工場など (1)大気指定工場など(条例に定める大気の総排出量規制の適用を受ける事業場) (2)水質特定工場など(1日当たりの汚水または廃液の量が500m ³ 以上の水質汚濁防止法施行令に掲げる施設を設置する事業場)	県条例 公害防止担当者の選任が必要 ※公害防止担当者制度 法を補完する愛知県独自の制度	県条例 公害防止担当者選任(死亡・解任)届出書 選任した日、死亡、解任した日から30日以内に届出
提出先 豊田市 環境保全課 ポイント 公害防止管理者・公害防止主任管理者になるには資格が必要。 罰則 届出義務違反で罰則あり。 その他参考資料 公害防止管理者・公害防止担当者制度のあらし(豊田市 環境保全課発行) (一社)産業環境管理協会HP(http://www.jemai.or.jp/)		

② 大気汚染防止法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
大気汚染防止法 (1)～(4)の施設を設置する、または(5)の作業を行う事業場 (1)ばい煙を排出する施設※1 (2)VOC(揮発性有機化合物)を排出する施設※2 (3)粉じんを排出する施設※3 (4)水銀等を排出する施設 (5)石綿の粉じん(特定粉じん)排出などの作業 ※1 ばい煙施設の例 ●ボイラー ●廃棄物焼却炉 ●金属溶解炉 ●鉛溶解炉 ●金属加熱炉 ●ガスタービン ●乾燥炉 ●ディーゼル機関 ※2 VOC排出施設の例 ●塗装施設(吹付塗装に限る) ●工業製品の洗浄施設 ※3 一般粉じん排出施設の例 ●堆積場 ●破砕機、摩砕機 ●ベルトコンベア、バケットコンベア ●ふるい	共通 ●排出基準の遵守義務(物質の種類、施設ごとに基準あり) ●ばい煙、VOCの測定および測定結果保存の義務	共通 設置届出書 設置の工事開始の60日前まで 使用届出書 対象施設となった日から30日以内 変更届出書 変更に係る工事開始の60日前まで 氏名等変更届出書 変更の日から30日以内 使用廃止届出書 使用を廃止した日から30日以内 承継届出書 承継のあった日から30日以内
県条例 法よりも規模の小さい施設を規制対象としている法で規制対象外の施設でも県条例で規制対象となることある		
提出先 豊田市 環境保全課 ポイント 対象施設の設置・変更・廃止などの届出が必要。排出基準の遵守義務あり。測定は施設ごとに設定された頻度で実施し、測定記録を3年間保存すること。 罰則 記録の未記録未保存、虚偽記録に罰則。排出基準違反、総量規制違反に罰則(無過失責任)。 その他参考資料 大気汚染防止便覧(愛知県 環境部発行 http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/taikibinran30_4.pdf)、大気汚染防止に関する規制の手引き(豊田市 環境保全課発行)		

③ 電気事業法(電事法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかの自家用電気工作物を設置する事業場 (1)電力会社などから600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備 (2)電力会社などからの受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備 (3)発電設備(小出力発電設備※を除く)とその発電した電気を使用する設備 ※小出力発電設備 ●出力50kW未満の太陽電池発電設備 ●出力20kW未満の風力発電設備 ●出力20kW未満及び最大使用水量1m ³ /s未満の水力発電設備 ●出力10kW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備 ●出力10kW未満の燃料電池発電設備	●電気工作物の維持・技術基準適合維持 ●保安規定の制定、届出、遵守 ●主任技術者の選任、届出	保安規定届出書 主任技術者選任または解任届出書 工事計画届出書 受電電圧1万V以上の需要設備、ばい煙(騒音・振動)発生施設等の新設の場合、工事着工30日前までに必要。
提出先 中部近畿産業保安監督部 電力安全課 ポイント 設置者は保安規定を定め、電気主任技術者を選任する必要あり。 罰則 主任技術者の未選任で罰則あり。 その他参考資料 中部近畿産業保安監督部HP(http://www.safety-chubu.meti.go.jp/)		

④ 水質汚濁防止法／豊田市の環境を守り育てる条例(市条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
水質汚濁防止法 次のいずれかを満たす事業場 (1)特定施設※を設置する工場または事業場(特定事業場)で、公共用水域に水を排出する (2)有害物質使用特定施設を設置する (3)指定施設を設置する (4)貯油施設などを設置する ※特定施設の例 ●一定規模以上の豚房、牛房、馬房施設 ●酸またはアルカリによる表面処理施設 ●電気めっき施設 ●自動式車両洗浄施設 ●飲食店の厨房施設 ●し尿処理施設	水質汚濁防止法 ●排水基準の遵守義務(排水水汚染状態の許容限度) ●排出水の汚染状態の測定・保存の義務 ●有害物質の漏えい・地下浸透防止のための構造および使用方法の基準あり ●境川・矢作川水域で一定以上の排水量がある事業場は、上乗せ排水基準あり(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例)	水質汚濁防止法 設置届出書 設置に係る工事開始の60日前まで 使用届出書 特定施設などに指定されてから30日以内 変更届出書 変更に係る工事開始の60日前まで 氏名等変更届出書 変更の日から30日以内 使用廃止届出書 使用を廃止した日から30日以内 承継届出書 承継のあった日から30日以内
市条例 水質汚濁防止法の特定事業場を除くすべての事業者	市条例 ●排水規制基準を超える排水を排出してはならない	
提出先 豊田市 環境保全課 ポイント 対象施設の設置・変更・廃止などの際に届出が必要。排水基準の遵守義務あり。 罰則 計画変更命令・改善命令に従わないとき、排水基準違反したときに罰則あり。 その他参考資料 水質汚濁防止法のあらまし(豊田市 環境保全課発行)		

⑤ 浄化槽法

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
合併処理浄化槽または、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)を設置する事業場または個人(みなし浄化槽は新規設置不可)	●法定検査の義務 (ア)7条検査：浄化槽を設置し、使用開始した後3カ月～8カ月の間に受ける (イ)11条検査：毎年1回、定期的に受ける ●保守点検(年3回以上) 豊田市の登録を受けた保守点検業者による点検を実施する ●清掃(年1回以上) 豊田市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼して行う	浄化槽設置届出書 設置11日前 浄化槽変更届出書 設置11日前 浄化槽使用開始報告書 使用開始日から30日以内 浄化槽管理者変更報告書 変更から30日以内 浄化槽廃止届出書 廃止から30日以内 浄化槽技術管理者変更報告書 変更から30日以内
提出先 豊田市上下水道局 下水道施設課 ポイント 設置の際の義務と、管理における義務あり。浄化槽技術管理者の選任が必要(501人槽以上)。一定規模以上の浄化槽設置については、水質汚濁防止法の設置届出も必要。 罰則 設置届出をしない、または虚偽の届出で罰則あり。 その他参考資料 豊田市上下水道局 下水道施設課HP(http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/todokede/1003625.html)		

⑥ 土壌汚染対策法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>土壌汚染対策法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査・措置の対象：土壌 ●対象物質：鉛、砒素、トリクロロエチレンなどの26物質(特定有害物質) ●調査義務者：土地所有者などで、次のいずれかの場合、土壌の汚染の状況について指定調査機関※に調査させ、報告が必要 (1)有害物質使用特定施設の使用の廃止時 (2)一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき (3)土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき (4)自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地所有者などが都道府県知事に区域の指定を申請 <p>※調査を的確に実施できるとして環境大臣から指定された調査機関</p>	<p>土壌汚染対策法</p> <p>区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査の結果、汚染が発見された場合は、要措置区域などの指定を受ける <p>汚染の除去などの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要措置区域※1の指定を受けた土地は、土地の汚染状態と利用方法に応じて、汚染の除去などの措置を講じること ●形質変更時要届出区域※2の指定を受けた土地は、土地の形質変更時に計画書を提出すること <p>搬出規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合は届け出ること ●運搬基準を遵守し、汚染土壌管理表の交付・保管をすること ●汚染土壌処理業者へ委託すること <p>※1 健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去などの措置が必要な区域 ※2 健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去などの措置が不要な区域</p>	<p>土壌汚染対策法</p> <p>土壌汚染状況調査結果報告</p> <p>有害物質使用特定施設を廃止した場合、土壌汚染の状況を指定調査機関に調査させてその結果を報告</p> <p>3条ただし書の確認申請書</p> <p>有害物質使用特定施設を廃止したが、引き続き事業場として利用するなど、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けるための申請書</p> <p>一定の規模以上の土地の形質の変更届出書</p> <p>3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は工事着手の30日前までに届出</p> <p>形質変更時要届出区域内における土地の変更届出書</p> <p>着手する日の14日前までに届出</p> <p>汚染土壌の区域外搬出届出書</p> <p>搬出に着手する日の14日前までに届出</p> <p>指定の申請</p> <p>要措置区域などに指定をすることの申請</p>
<p>県条例</p> <p>調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査・措置の対象：土壌および地下水 ●対象物質：土壌汚染対策法と同じ(特定有害物質) ●調査義務者：有害物質等取扱事業者、土地所有者など土地の形質の変更を行う者 	<p>県条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土壌および地下水の特定有害物質による汚染の防止義務あり ●特定有害物質等取扱事業者※を廃止するときは、土壌汚染など調査を行い結果を報告すること ●土地の形質変更をしようとする場合には、過去の事業所の設置状況などを調査し報告すること ●土壌・地下水汚染が判明した場合には、汚染の拡散防止のための措置をし報告すること ●自主的に土壌汚染等調査をした場合、報告すること <p>※地下タンクでガソリンを貯蔵または取り扱う事業所(ガソリンスタンドなど)、水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業所(法で調査される土地を除く)</p>	<p>県条例</p> <p>土壌汚染調査結果報告</p> <p>特定有害物質等取扱事業者の全部または一部を廃止した場合、土壌汚染調査をしてその結果を報告</p> <p>過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況調査結果報告</p> <p>3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は工事着手前に報告</p>
<p>提出先 豊田市 環境保全課</p> <p>ポイント 土地の形質変更を行う場合は、法・条例の両方の手続きが必要。汚染のおそれがある場合は、法または条例のいずれかの規定が適用される。汚染の除去が行われた場合には、指定を解除。基準不適合の場合、知事は汚染の状況などを公表(県条例)。</p> <p>罰則 改善命令違反で罰則あり。</p> <p>その他参考資料 土壌・地下水汚染を防止するために(愛知県 環境部発行 http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/26708.pdf)、土壌汚染対策法のしくみ(環境省・(公財)日本環境協会発行 http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/)</p>		

⑦ 騒音規制法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>騒音規制法</p> <p>(1)、(2)をともに満たす、または(3)の事業場</p> <p>(1)規制対象地域内(豊田地区および藤岡地区※1)に事業場がある</p> <p>(2)特定施設※2を設置している</p> <p>(3)政令で定める特定建設作業を行う</p> <p>※1 P01 市域図参照</p> <p>※2 特定施設の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機械プレス ●送風機 ●液圧プレス ●空気圧縮機 ●せん断機 ●合成樹脂射出成型機 	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●敷地境界線における規制基準の遵守義務(規制基準は下表を参照) 	<p>共通</p> <p>設置届出書</p> <p>設置の工事開始30日前</p> <p>使用届出書</p> <p>規制対象地域・施設になった日から30日以内</p> <p>種類ごとの数変更届出書</p> <p>施設の種類の数を変更する場合、変更に係る工事開始30日前</p> <p>防止の方法変更届出書</p> <p>騒音の防止方法を変更する場合、変更に係る工事開始30日前</p> <p>氏名等変更届出書</p> <p>変更の日から30日以内</p> <p>使用全廃届出書</p> <p>規制対象施設をすべて廃止した日から30日以内</p> <p>承継届出書</p> <p>承継日から30日以内</p> <p>特定建設作業実施届出書</p> <p>作業開始7日前</p>
<p>県条例</p> <p>(1)、(2)をともに満たす、または(3)の事業場</p> <p>(1)豊田市内に事業場があり、騒音規制法の適用を受けていない</p> <p>(2)騒音発生施設※を設置している</p> <p>(3)規則で定める特定建設作業を行う</p> <p>※騒音発生施設の例</p> <p>法の特定施設より規模の小さいものや、下記の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●冷凍機 ●送風機および排風機 ●ディーゼルエンジンおよびガソリンエンジン ●走行クレーン 		
<p>提出先 豊田市 環境保全課</p> <p>ポイント 対象施設の設置・変更・廃止などの届出が必要。規制基準の遵守義務あり。法の規制対象施設を設置済みの場合で、新たに条例対象施設を設置するときに届出は不要。</p> <p>罰則 改善命令違反で罰則あり(法・条)。</p> <p>その他参考資料 騒音・振動公害防止の手引き(豊田市 環境保全課発行)</p>		

参考 騒音・振動の規制基準

		時間の区分 地域の区分		騒音(デシベル)			振動(デシベル)	
				昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条例		8~18 (8~19) ※1	6~8 18~21 (6~8) (19~22) ※1	21~6 (22~6) ※1	7~20	20~7
第一種区域	第二種区域	1	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・田園住居地域	45	40	40	60	55
第二種区域		2	第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域	50	45	40	65	55
第三種区域	第一種区域	1	近隣商業地域・商業地域・準工業地域	60 (65)※2	55 (60)※2	50	65	60
第四種区域		2	工業地域	65 (70)※2	60 (65)※2	55 (60)※2		
			工業専用地域	(75)※2	(75)※2	(70)※2	75	70
			その他の地域	(60)※2	(55)※2	(50)※2	65	60

※1 県条例の時間帯
※2 県条例の規制基準

⑧ 振動規制法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>振動規制法 (1)、(2)をともに満たす、または(3)の事業場 (1)規制対象地域内(豊田地区および藤岡地区※1)に事業場がある (2)特定施設※2を設置している (3)政令で定める特定建設作業を行う</p> <p>※1 P01 市域図参照 ※2 特定施設の例 ●機械プレス ●圧縮機 ●液圧プレス ●合成樹脂射出成型機 ●せん断機</p>	<p>共通 ●敷地境界線における規制基準の遵守義務 (規制基準は時間帯・地域区分により異なる)</p>	<p>共通 (届出事由・時期は騒音規制法と同じ) 設置届出書 使用届出書 防止の方法変更届出書 氏名等変更届出書 使用全廃届出書 特定建設作業実施届出書</p> <p>振動規制法 種類及び能力ごとの数変更届出書 施設の種類及び能力ごとの数を増加させる場合、変更に係る工事開始30日前 使用の方法の変更届出書 施設の使用時間を変更する場合、変更の30日前</p> <p>県条例 種類ごとの数変更届出 施設の種類ごとの数を変更する場合、変更に係る工事の30日前</p>
<p>県条例 (1)、(2)をともに満たす、または(3)の事業場 (1)豊田市内に事業場があり、振動規制法の適用を受けていない (2)振動発生施設※を設置している (3)規則で定める特定建設作業を行う</p> <p>※振動発生施設の例 法の特定施設より規模の小さいものや、下記の施設 ●冷凍機 ●送風機および排風機 ●ディーゼルエンジンおよびガソリンエンジン ●走行クレーン</p>		

- 提出先** 豊田市 環境保全課
- ポイント** 1台でも施設が増加する場合、変更届出が必要(法)。
- 罰則** 改善命令違反で罰則あり(法・条)。
- その他参考資料** 騒音・振動公害防止の手引き(豊田市 環境保全課発行)

⑨ 悪臭防止法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>悪臭防止法 規制地域内のすべての工場・事業場 (豊田市は全域、規制地域)</p>	<p>悪臭防止法 ●規制基準の遵守義務 ●規制基準は地域区分ごとに3点(敷地境界上、気体排出口、排水)で定められている</p>	<p>悪臭防止法 なし</p>
<p>県条例 工場などを設置している者</p>	<p>県条例 ●不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質をみだりに排出してはならない</p>	<p>県条例 悪臭関係工場等届出書 一定規模以上の畜産業などの悪臭関係業種の事業者は毎年4月末日までに届出</p>

- 提出先** 豊田市 環境保全課
- ポイント** 豊田市内のすべての工場・事業場が規制対象となる。
- 罰則** 改善命令違反で罰則あり。
- その他参考資料** 臭気指数規制の導入について(豊田市 環境保全課発行)

⑩ 工業用水法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>工業用水法 指定地域内で、次をともに満たす事業場 (1)対象業種：製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業および熱供給業 (2)対象施設：井戸などの動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6cm²を超えるものを設置する者</p>	<p>工業用水法 ●指定地域内の井戸から地下水を採取して工業用に使う場合、都道府県知事の許可が必要</p>	<p>工業用水法 豊田市内は指定地域外のため不要</p>
<p>県条例 豊田地区(P01市域図参照)において揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19cm²を超えるものを設置している者</p>	<p>県条例 ●水量測定器を設置し、揚水量を測定してその結果を報告すること</p>	<p>県条例 水量測定器設置報告書 設置時に報告 地下水揚水量報告書 毎年度の総揚水量について4月末日までに報告</p>

- 提出先** 豊田市 環境保全課
- ポイント** 豊田市内では条例の報告書のみ必要。
- 罰則** 許可を受けずに地下水を採取した場合などに罰則あり(法・条)。
- その他参考資料** 愛知県 水大気環境課HP(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000034729.html>)

⑪ ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン特措法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>特定施設※を設置する工場または事業場(特定事業場)</p> <p>※特定施設の例 ●アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくずを使用するものに限る)の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉 ●廃棄物焼却炉</p>	<p>●排出基準の遵守義務 ●毎年1回以上測定し、その結果を報告すること</p>	<p>設置届出書 設置の工事開始の60日前まで 使用届出書 対象施設となった日から30日以内 変更届出書 変更に係る工事開始の60日前まで 氏名等変更届出書 変更の日から30日以内 使用廃止届出書 使用を廃止した日から30日以内 承継届出書 承継のあった日から30日以内 ダイオキシン類測定結果報告書</p>

- 提出先** 豊田市 環境保全課
- ポイント** 対象施設の設置・変更・廃止などの届出が必要。排出基準の遵守義務あり。
- 罰則** 排出基準違反、改善命令違反などで罰則あり。
- その他参考資料** 愛知県 環境活動推進課HP(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000017981.html>)

⑫ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>化管法(PRTR制度) 次のすべてを満たす事業者 (1)業種：製造業、燃料小売業、ごみ処分量など政令で指定している24種類の業種 (2)常時使用する従業員の数が21人以上 (3)取扱量などが次のいずれかに該当 ●第一種指定化学物質*の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上) ●特別要件施設(産業廃棄物処理施設、下水道終末処理施設など)を設置している事業者</p> <p>*第一種指定化学物質：トルエン、キシレン、トリクロロエチレンなどの462物質</p> <p>化管法(SDS制度) 第一種指定化学物質と第二種指定化学物質を取り扱う事業者すべて</p>	<p>共通 ●対象化学物質の環境中への排出量および移動量を把握し、届け出ること ●対象化学物質の取引に際し、相手方に当該化学物質の性状および情報を提供すること</p>	<p>化管法(PRTR制度) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 毎年6月末日までに提出</p>
<p>県条例 次のすべてを満たす事業者 (1)対象業種：製造業、燃料小売業、ごみ処分量など政令で指定している24種類の業種 (2)常時使用する従業員の数が21人以上 (3)第一種指定化学物質*の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)</p> <p>*第一種指定化学物質：化管法(PRTR制度)と同じ</p>		<p>県条例 特定化学物質取扱量届出書 毎年6月末日までに提出 特定化学物質等管理書の作成及び変更 該当した日から6か月以内 変更については速やかに提出</p>

- 提出先** 豊田市 環境保全課
- ポイント** 年間(4月から翌年3月までの間)の第一種指定化学物質排出量、移動量を把握し、届出する必要がある。
- 罰則** 排出量・移動量の届出をしない、または虚偽報告の場合罰則あり。
- その他参考資料** 環境省PRTRインフォメーション広場(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/index.html>)
化学物質適正管理届出等の手引き(愛知県 環境部発行 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/01jigyousya/jyourei_todokede/kanri.html)

⑬ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>PCB廃棄物*を保管している事業者</p> <p>*PCB廃棄物の例 ポリ塩化ビフェニル・ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着、もしくは封入された物が廃棄物となった物 ●トランス ●コンデンサ ●蛍光灯用安定器</p>	<p>●前年度におけるPCB廃棄物の保管・処分の状況を届け出ること ●平成39年3月31日までに、自ら処分または処分を他人に委託すること ●PCB廃棄物を譲渡してはならない</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 毎年6月末日までに届出 処分終了届出書 全ての処分が完了した日から20日以内</p>

- 提出先** 豊田市 廃棄物対策課
- ポイント** 処分を行ったときは、保管及び処分状況等届出書にマニフェスト(E票)のコピーを添付すること。
- 罰則** PCB廃棄物を譲渡した者、期限内の処理ができないとして受けた改善命令に違反した者などに罰則あり。
- その他参考資料** 環境省ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>)

⑭ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)／豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>次のいずれかを満たす事業場 (1)廃棄物を排出する事業場 (2)廃棄物を処理する事業場(分別、保管、収集、運搬、再生、処分など)</p>	<p>●事業活動に伴って生じた廃棄物を「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」それぞれで適正に処理すること ●廃棄物が運搬または処分されるまでの間、保管基準を遵守すること ●処理を委託する場合には委託基準を遵守すること ●特別管理産業廃棄物(特管)を排出する事業場は届け出ること</p>	<p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書 前年度紙マニフェストを発行した事業場は毎年6月末日までに報告 特別管理産業廃棄物発生事業場設置届出書 設置から30日以内に届出 産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書 年間1,000トン(特管は50トン)以上排出する事業場は毎年6月末日までに報告など</p>

- 提出先** 豊田市 廃棄物対策課
- ポイント** 詳しくは本教材シリーズ「廃棄物・リサイクル」を参照。
- 罰則** 無許可業者への委託などで罰則あり。
- その他参考資料** 産業廃棄物について(豊田市 廃棄物対策課発行)、産業廃棄物を適正に処理しましょう(愛知県 環境部発行 <http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/sanpaimanyual.pdf>)

⑮ 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告														
<p>事業を行う者および物品の販売の事業を行う者(事業者)または建設工事の発注者 指導および助言、勧告および命令が適用される対象業種・製品：以下のいずれかに該当する業種または品目(10業種69品目)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 特定省資源業種</td><td>5業種</td></tr> <tr><td>(2) 特定再利用業種</td><td>5業種</td></tr> <tr><td>(3) 指定省資源化製品</td><td>19品目</td></tr> <tr><td>(4) 指定再利用促進製品</td><td>52品目</td></tr> <tr><td>(5) 指定表示製品</td><td>14品目</td></tr> <tr><td>(6) 指定再資源化製品</td><td>2品目</td></tr> <tr><td>(7) 指定副産物</td><td>5品目</td></tr> </table> <p>((3)～(7)で重複する品目あり)</p>	(1) 特定省資源業種	5業種	(2) 特定再利用業種	5業種	(3) 指定省資源化製品	19品目	(4) 指定再利用促進製品	52品目	(5) 指定表示製品	14品目	(6) 指定再資源化製品	2品目	(7) 指定副産物	5品目	<p>●原材料の使用を合理化すること ●再生資源・再生部品を利用すること ●使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用を促進すること</p>	<p>計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画 特定資源事業者は6月末日(1回/4年)までに提出</p>
(1) 特定省資源業種	5業種															
(2) 特定再利用業種	5業種															
(3) 指定省資源化製品	19品目															
(4) 指定再利用促進製品	52品目															
(5) 指定表示製品	14品目															
(6) 指定再資源化製品	2品目															
(7) 指定副産物	5品目															

- 提出先** 事業所管省庁またはその地方支分部局
- ポイント** 事業者として取り組むべき事項が規定されている。
- 罰則** 措置命令違反、計画の未提出などで罰則あり。
- その他参考資料** 経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/)

⑯ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する特定事業者 (1)容器・包装を利用する中身製造業者 (2)小売・卸売業者 (3)容器製造業者 (4)輸入業者	●分別収集した容器包装廃棄物を自らまたは指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化すること	容器包装多量利用事業者の定期報告 容器包装の使用量が年間50トン以上の小売業者は毎年6月末日までに提出
提出先 事業所管省庁またはその地方支分部局	ポイント 特定事業者は帳簿を備え、商品の販売、製造など、または再商品化に関して定める事項を記載し、保存しなければならない。	
罰則 帳簿の不記載、改善措置命令違反などで罰則あり。		
その他参考資料 経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/) (公財)日本容器包装リサイクル協会HP(http://www.jcpra.or.jp/)		

⑰ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を排出する消費者および事業者(排出者)	●排出者は使用済みの家電製品を収集・運搬を行う小売業者などに引き渡し、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払うこと ●小売業者は排出者から使用済み家電製品を引き取ってリサイクル券を発行し、製造業者などに引き渡すこと ●製造業者などは小売業者から使用済み家電製品を引き取り、再商品化すること	届出の必要なし
ポイント 排出者、小売業者、製造業者それぞれに役割が決められている。	罰則 小売業者、製造業者など、指定法人に罰則あり。	
その他参考資料 経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html) 豊田市 ゴミ減量推進課HP(http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/gomi/recycle/1003829/1003831.html)		

⑱ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかを満たす工事を行う発注者 (1)80㎡以上の解体工事 (2)500㎡以上の新築・増築工事 (3)1億円以上の建築物の修繕・模様替 (4)500万円以上のその他工作物に関する工事(土木工事など)	●発注者は工事着手までに届出ること ●対象工事受注者は、分別解体などに伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化すること	届出書 工事着手の7日前まで
提出先 豊田市 建築相談課	ポイント 解体工事の実施には建設業許可か解体工事登録が必要。	
罰則 届出をしない、または虚偽の届出で罰則あり。		
その他参考資料 (一社)東京建設業協会HP(http://www.token.or.jp/kankyou/recycle/index.htm) 愛知県 建築局住宅計画課HP(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025019.html)		

⑲ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する食品関連事業者 (1)食品の製造、加工、卸売または小売を業として行う者 (2)飲食店業その他食事の提供を行う者	●食品関連事業者は食品廃棄物などの再生利用などを実施すること	定期報告 前年度の発生量100トン以上の者は毎年6月末日までに提出
提出先 主たる事務所(本社など)所在地を管轄する地方農政局	ポイント 業種ごとに食品廃棄物などの再生利用などの実施率の目標が定められている。	
罰則 措置命令違反で罰則あり。		
その他参考資料 経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/06/) 農林水産省HP(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html)		

⑳ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する者 (1)自動車所有者 (2)引取業者 (3)フロン類回収業者 (4)解体業者、破砕業者 (5)自動車製造業者、輸入業者	●自動車所有者は使用済みとなった自動車を引取業者に引き渡すこと ●引取業者は使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡すこと ●フロン類回収業者はフロン類を適正に回収し、自動車製造業者などに引き渡すこと ●解体・破砕業者は使用済自動車のリサイクルを適正に行い、エアバッグ類、シュレッターダストを自動車製造業者などに引き渡すこと ●製造業者・輸入業者は、フロン類、エアバッグ類、シュレッターダストを引き取り、適正にリサイクルを行うこと	●引取業・フロン類回収業を行う場合は、登録が必要 ●解体業・破砕業を行う場合は許可が必要
ポイント 法に基づいて適正に解体された場合、自動車所有者は車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができる。	罰則 無許可・無登録営業および行為義務を遵守しない場合には罰則あり。	
その他参考資料 経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/automobile_recycle/index.html) 豊田市 廃棄物対策課HP(http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/haikibutsu/1004209.html)		

㉑ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
使用済み対象機器(デジタルカメラ、電気掃除機、炊飯器、ゲーム機など)を排出する消費者および事業者	●使用済小型電子機器などを分別して排出し、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めること	届出の必要なし
ポイント 豊田市では、ゴミステーションから収集した「金属ごみ」から使用済小型電子機器などを選別する方法で使用済小型電子機器などの再資源化を行っている。 ※事業者は市のごみステーションには出せません。	罰則 使用済小型電子機器などの収集・運搬および処分などを行う認定事業者が規定の報告をしない場合などに罰則あり。	
その他参考資料 経済産業省HP(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/11/)		

22 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>自動車NOx・PM法 対策地域内*で次のいずれかを満たす事業場 (1)貨物自動車、乗合自動車、ディーゼル乗用車およびそれらをベースに改造した特殊自動車を使用する (2)一の対策地域内で30台以上の自動車を使用する特定事業者</p> <p>*対策地域：東京圏、大阪圏および愛知県と三重県の一部 愛知県内の対策地域は豊田地区(P01市域図参照)を含む61市町村(平成13年11月1日現在の行政区画)</p>	<p>自動車NOx・PM法 ●窒素酸化物(NOx)および粒子状物質(PM)の排出基準を満たしていない車は対策地域内で登録を行うことができない ●使用過程車は猶予期間経過後は登録更新できない ●特定事業者は自動車管理計画書を知事に提出し、計画の実施状況を報告すること</p>	<p>自動車NOx・PM法 自動車使用管理計画書 新たに特定事業者に該当した日から3カ月以内に提出 自動車使用管理実績報告書 毎年6月末日までに報告</p>
<p>県条例 500㎡以上の駐車場設置者(管理者)</p>	<p>県条例 ●看板・放送などによりアイドリングストップの実施を周知すること</p>	

- 提出先** 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課(主たる事業場が豊田市の場合)
- ポイント** 特定事業者は毎年実績報告書の提出義務あり。
- 罰則** 報告をしないまたは虚偽の報告で罰則あり。
- その他参考資料** 愛知県 水大気環境課HP(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/nox/index.html>)

23 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>第一種特定製品(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器など)を使用している事業者</p>	<p>●簡易点検および定期点検の義務 簡易点検：すべての機器が対象 3カ月ごとに1回 定期点検：下記の一定規模以上の機器が対象 (ア)7.5kW以上の冷凍冷蔵機器：1年に1回以上 (イ)50kW以上のエアコン：1年に1回以上 (ウ)7.5kW以上50kW未満のエアコン：3年に1回以上 ●点検などの履歴の記録・保存 ●漏えい発見時の漏えい箇所特定と修理 ●機器廃棄に際してのフロン類の回収 ●算定漏えい量の報告</p>	<p>算定漏えい量の報告 1,000CO₂-トン/年以上の事業所が対象 毎年7月末日までに報告</p>

- 提出先** 事業を所管する大臣(例：自動車製造業→経済産業大臣 食品製造業→農林水産大臣)
- ポイント** 平成25年度フロン回収・破壊法が改正され、平成27年4月1日より施行。
- 罰則** フロン類をみだりに排出などで罰則あり。
- その他参考資料** 環境省HP(http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)
フロン排出抑制法パンフレット(環境省・経済産業省・国交省発行 http://www.env.go.jp/earth/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon_pamph2018.pdf)

24 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)／県民の生活環境の保全等に関する条例

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>次のいずれかに該当する事業者(特定排出者) (1)すべての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者(特定事業所排出者) (2)省エネルギー法で特定荷主または特定輸送事業者として規定されている事業者(特定輸送排出者) (3)次を満たす事業者(特定事業所排出者) (ア)温室効果ガスの種類ごとに排出量合計がCO₂換算で3,000トン以上 (イ)事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上</p> <p>※排出する温室効果ガスの種類 (1)・(2)：エネルギー起源CO₂ (3)：上記以外の温室効果ガス</p>	<p>●排出した温室効果ガス算定排出量を報告すること</p>	<p>温室効果ガス算定排出量等の報告書 エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス量の報告 特定事業所排出者：毎年度7月末日まで 特定輸送排出者：毎年度6月末日まで</p>

- 提出先** 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課
- ポイント** 特定排出者は毎年度報告が必要。
- 罰則** 報告をしない、または虚偽の報告で罰則あり。
- その他参考資料** 環境省HP(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>)

25 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>次のいずれかに該当する事業者 (1)使用エネルギーが原油換算1,500kl/年以上の特定事業者 (2)特定輸送事業者(保有する輸送能力が一定基準以上)または特定荷主(貨物輸送量3,000万トンキロ以上) (3)特定エネルギー消費機器の製造・輸入事業者、対象建築材料の製造・加工・輸入事業者</p>	<p>●判断基準・指針に定めた措置を実践すること</p>	<p>エネルギー使用状況届出書 毎年度5月末日 中長期計画書・定期報告書 毎年度7月末日 エネルギー管理統括者等の選任・解任届出書 選任・解任のあった日後、最初の7月末日まで</p>

- 提出先** 経済産業大臣および事業を所管する大臣
- ポイント** 分野(工場など、輸送、機械器具など)ごとに異なる規制が定められている。
- 罰則** 届出をしない、または虚偽の届出などで罰則あり。
- その他参考資料** 資源エネルギー庁HP(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/)

26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
<p>次のいずれかに該当する建築主 (1)300㎡以上の建築物の新築、増改築 (2)2,000㎡以上の非住宅建築物の新築、増改築</p>	<p>(1)に該当する建築主 ●建築物の新築、増改築の際に届け出ること (2)に該当する建築主 ●建築物の新築、増改築の際に適合性判定を受けること</p>	<p>(1)に該当する建築主 建築物に係る届出書 工事着手の21日前 (2)に該当する建築主 適合性判定 建築基準法の建築確認を受けるにあたり、適合が必要</p>

- 提出先** (1)豊田市建築相談課(2)豊田市建築相談課又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ポイント** 平成29年4月に省エネルギー法から建築物省エネ法に移行。
- 罰則** 基準適合命令違反などで罰則あり。
- その他参考資料** 国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

27 公害健康被害の補償等に関する法律(公害補償法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
昭和62年4月1日において次をともに満たす工場・事業場を設置していた者 (1) 硫黄酸化物を排出する大気汚染防止法のばい煙発生施設が設置されていること (2) 工場・事業場全施設の「最大排出ガス量」が次に示す値以上のものであること (ア) 旧指定地域※に所在するもの 5,000m ³ /時 (イ) その他地域に所在するもの 10,000m ³ /時 ※旧指定地域：これまで41地域が第一種地域に指定されており、愛知県内では東海市・名古屋市が該当したが、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定はすべて解除された	● 硫黄酸化物の排出量に応じて算定した汚染負荷量賦課金を申告・納付すること	申告・納付 年度の初日から45日以内
<p>提出先 豊田商工会議所</p> <p>ポイント 汚染負荷量賦課金は規模要件に当てはまる全国の事業者が納付の対象となる。</p> <p>罰則 汚染負荷量賦課金についての文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、または虚偽の記載をした文書を提出した場合などに罰則あり。</p> <p>その他参考資料 公害健康補償・予防の手引((独法)環境再生保全機構発行)</p>		

28 工場立地法

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次をともに満たす事業場(特定工場) (1) 製造業、電気・熱・ガス供給業 (2) 敷地面積9,000m ² 以上または建築面積の合計が3,000m ² 以上	● 工場を新設または増築する際に届け出ること ● 準則(生産施設面積率、緑地面積率など)に適合する必要がある	特定工場新設(変更)届出書 着工予定日の90日前 氏名等変更届書 変更後、遅滞なく届出 承継の届出書 承継後、遅滞なく届出
<p>提出先 豊田市 ものづくり産業振興課</p> <p>ポイント 市準則条例に基づき、区域によって環境施設面積率などの割合が異なる。</p> <p>罰則 届出をしない、または虚偽の届出、変更命令違反で罰則あり。</p> <p>その他参考資料 とよた産業ナビHP(http://sangyounavi.toyota.aichi.jp/koujyou.html)</p>		

29 電波法

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
高周波利用設備※を設置する事業者 ※高周波利用設備の例 ● 電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる電線、電話、その他の通信設備 ● 10kHz以上の高周波電流を使用する工業用加熱設備、医療用設備など	● 当該設備を利用しようとする際には総務大臣の許可が必要	設置の許可の申請 変更等の許可の申請または届出 承継の届出 許可状の訂正の申請 廃止の届出 許可状の返納 現状を示す書類の証明の申請 許可状の再交付申請
<p>提出先 東海総合通信局 電波利用環境課</p> <p>ポイント 許可を受けた設備を変更(増設、撤去、設置場所の変更)、廃止、譲渡する場合手続きが必要。</p> <p>罰則 無許可での設置などに罰則あり。</p> <p>その他参考資料 総務省 東海総合通信局HP(http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/koushuuha/)</p>		

30 消防法

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する者 (1) 一定量以上の圧縮アセチレンガスなどを貯蔵する、または取り扱う (2) 一定量以上の危険物を貯蔵する、または取り扱う (3) 炉などの火気使用設備を設置する	● 事前に届け出ること ● 位置・構造・設備の技術上の基準に適合させること	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書 危険物製造所等設置許可申請書 少量危険物(指定可燃物)貯蔵取扱い開始(変更)届出書 火気使用設備設置届出書 など
<p>提出先 豊田市消防本部 予防課</p> <p>ポイント このほか豊田市火災予防条例、豊田市危険物規制規則などで届出が必要な場合あり。</p> <p>罰則 届出をしない、または位置・構造・設備の技術上の基準に適合しない場合などに罰則あり。</p> <p>その他参考資料 豊田市消防本部 予防課HP (http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/shoubou/1004541.html)</p>		

31 毒物及び劇物取締法(毒劇法)

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する者 (1) 毒物、劇物を販売・製造・輸入する者 (2) 毒物、劇物を取り扱う(使用、保管、運送など)事業者	(1)に該当する者 ● 店舗(製造所、営業所)ごとに登録を受けること ● 店舗ごとに毒物劇物取扱責任者を設置すること (2)に該当する者 ● 以下のいずれかに該当する場合、事業所ごとに毒物劇物業務上取扱者を届け出ること (ア) 無機シアン化合物などを取り扱う電気めつき業者 (イ) 無機シアン化合物などを取り扱う金属熱処理業者 (ウ) 毒劇法施行令で定められた23品目を特定の量と方法により運搬する運送業者 (エ) 砒素化合物などを取り扱う、しろあり防除業者 (1)(2)共通 ● 以下の保管管理などの規定の措置を実施すること (ア) 盗難・紛失・漏えい・流出の防止 (イ) 盗難・紛失・漏洩・流出時の措置 (ウ) 容器および被包、貯蔵設備の表示 (エ) 毒物劇物の購入、廃棄	毒物劇物販売業(一般・農業用品目・特定品目)、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業の登録申請 事前相談が必要 毒物劇物取扱責任者設置(変更)届 設置(変更)から30日以内 毒物劇物業務上取扱者届 毒物劇物を取り扱うようになった日から30日以内 など
<p>提出先 豊田市 保健部総務課(製造・輸入に関する質問・相談は愛知県 健康福祉部保健医療局 医薬安全課へ)</p> <p>ポイント 毒物、劇物を取り扱うすべての事業者は保管方法などの規定の措置を実施しなければならない。</p> <p>罰則 届出義務違反などで罰則あり。</p> <p>その他参考資料 毒物・劇物の取扱いは適正に!(愛知県発行)、毒物劇物営業者マニュアル(愛知県発行) 愛知県 医薬安全課HP(http://www.pref.aichi.jp/iyaku/doku/doku.html)</p>		

取り組み事例

環境法令遵守や地域と良好な関係を築くための取り組み事例を示します。

苦情（地域住民に配慮した取り組み）

取り組み内容

- 地域懇談会に定期的に参加
- 地元の環境美化活動に参加

取り組み後の結果

日頃から自治体や地域住民との良好なコミュニケーションを図り、地元との信頼関係を構築することにより、異常発生時の対応がスムーズになる。



コンプライアンス遵守

取り組み内容

- 報告数値の改ざんなど、不適切行為防止のためのコンプライアンス教育を実施



届出漏れ防止対策

取り組み内容

- 環境法令遵守の届出マニュアルを作成
- 届出管理シートにより運用管理

取り組み後の結果

監査的な機能（内部監査、遵守評価など）をつくり、チェックしている。

従業員の環境意識を高める

取り組み内容

- 官庁届出窓口部署が関連法規の教育を定期的実施
- 階層別教育を実施

取り組み後の結果

担当者の遵法意識・知識の向上



環境リスク発見能力の向上

取り組み内容

- 緊急事態対応訓練
- 教育の実施

取り組み後の結果

従業員の意識が向上した



省エネ

取り組み内容

- 社内照明を水銀灯からLEDに転換、こまめなスイッチ点灯の習慣づけ
- 老朽化した設備やエネルギー効率の悪い設備を省エネ機器に更新
- 夏場にグリーンカーテンを実施

取り組み後の結果

省エネ意識の向上、経費節減



質問・相談のための窓口

質問・相談	問合せ先
①公害防止組織法、②大気汚染防止法、④水質汚濁防止法、⑥土壌汚染対策法、⑦騒音規制法、⑧振動規制法、⑨悪臭防止法、⑩ダイオキシン特措法、⑫化管法に関する事	豊田市 環境部 環境保全課 TEL：0565-34-6628
③電気事業法に関する事	中部近畿産業保安監督部 電力安全課 TEL：052-951-2817
⑤浄化槽法に関する事	豊田市上下水道局 下水道施設課 TEL：0565-34-6964
⑩工業用水法に関する事	愛知県 環境部 水大気環境課 生活環境地盤対策室 TEL：052-954-6224
⑬PCB特別措置法、⑭廃棄物処理法、⑳自動車リサイクル法に関する事	豊田市 環境部 廃棄物対策課 TEL：0565-34-6710
⑮資源有効利用促進法、⑯容器包装リサイクル法、⑰家電リサイクル法、⑱食品リサイクル法、㉑小型家電リサイクル法に関する事	豊田市 環境部 ごみ減量推進課 TEL：0565-71-3001
⑰建設リサイクル法、㉒建築物省エネ法（一定規模以上の建築に係る届出）に関する事	豊田市 都市整備部 建築相談課 TEL：0565-34-6649
㉒自動車NOx・PM法、㉓フロン排出抑制法、㉔温対法に関する事	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 TEL：0565-32-7494
㉕省エネルギー法に関する事	中部経済産業局 エネルギー対策課 TEL：052-951-2775
㉗公害補償法に関する事	申告・納付のみ 豊田商工会議所 総務企画部 汚染負荷量賦課金担当 TEL：0565-32-4569 全般 (独法)環境再生保全機構 TEL：044-520-9503
㉘工場立地法に関する事	豊田市 産業部 ものづくり産業振興課 TEL：0565-34-6641
㉙電波法に関する事	東海総合通信局 電波管理部 電波利用環境課 TEL：052-971-9617
㉚消防法に関する事	豊田市消防本部 予防課 TEL：0565-35-9705／0565-35-9707
㉛毒劇法に関する事	豊田市 保健部 総務課 TEL：0565-34-6723 製造・輸入に関する事 愛知県 健康福祉部保健医療局 医薬安全課 TEL：052-954-6305